

肝臓専門医療機関 指定要件変更案

【現在】必須4項目＋選択1項目以上

要 件	
1	日本肝臓学会又は日本消化器病学会に属する肝臓の専門医、もしくはそれと同等の学識、技術を習得した医師が在籍している。
2	前項に規定する医師による判断(活動期及び病気を含む)と治療方針の決定が可能である。
3	インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療が可能である。
4	肝炎患者の状態に応じた抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップが出来る
5	以下のア～エまでのいずれかを満たしている。
	ア 肝がんの高危険群の同定と早期診断が可能である。
	イ 肝がんに対する治療に対応できる。
	ウ 学会等の診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っている。
	エ 肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持つか、施設間の連携によって対応できる体制を有する。

【変更案】必須3項目(任意3項目)

要 件(案)	
1	日本肝臓学会又は日本消化器病学会に属する肝臓の専門医、もしくはそれと同等の学識、技術を習得した医師による診断(活動期及び病気を含む)と治療方針の決定が可能である。
2	肝炎患者の状態に応じて、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療といった抗ウイルス療法を適切に選択及び実施し、治療後もフォローアップできる。
3	肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できる。

任意3項目(望ましい)

4	診療体制ガイドラインの考え方を踏まえ、かかりつけ医、専門医療機関及び拠点病院の適切な診療連携と支援に取り組んでいる。
5	学会等の肝炎治療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていること。
6	肝疾患についてセカンドオピニオンを提示する機能を持っている又は施設間連携により対応できる体制を有している。